

新旧対照表

日高町アイヌ施策推進地域計画

令和４年３月１０日認定

(下線部分は変更部分)

変更後	変更前
アイヌ施策推進地域計画	アイヌ施策推進地域計画
１～５（略）	１～５（略）
６ 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 （１）～（２）（略） （３）コミュニティ活動支援事業 事業内容：４－４に同じ 事業期間：令和４年度～令和８年度（事業スケジュール添付） 事業費： <u>201,704</u> 千円	６ 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 （１）～（２）（略） （３）コミュニティ活動支援事業 事業内容：４－４に同じ 事業期間：令和４年度～令和８年度（事業スケジュール添付） 事業費：190,572千円
７～１０（略）	７～１０（略）

日高町アイヌ施策推進地域計画

1 アイヌ施策推進地域計画の名称

日高町アイヌ施策推進地域計画

2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道日高町

3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

日高町は、平成18年に旧日高町と旧門別町が合併し、現在の日高町となった。二つの地域は平取町を挟み、北に日高地区（旧日高町）と南に（旧門別町）にわかれ沙流川でつながっており、豊かな自然環境から農業や漁業を基幹産業としている。

沙流川は太平洋に注いでおり、その豊かな自然背景からアイヌの人々は古くから集住し、恵まれた環境の中で漁労・狩猟・採集を行い、松前藩と交易を行っていた。

アイヌの近世最大の蜂起とされている「シャクシャインの戦い（1669年）」は、松前藩の一方的な支配に抵抗して起きたものであり、メナシウンクル（東の衆）に属するシベチャリの首長シャクシャインらとシュムンクル（西の衆）に属するハエ（門別地区に流れる波恵川流域）の首長オニビシらの間の漁猟圏をめぐる争いが端とされている。

また、門別の名はアイヌ語で「モ・ペツ（静かな川）」、日高町と改称された右左府村の右左府はアイヌ語で「ウシャップ（両方に出入口のある所）」が由来であり、「平賀（ピラカ＝崖の上）」や「富仁家（トンニカラプ＝櫓樹を取る所）」など町内にはアイヌ語由来の地名が数多く残され、地区名や山、川、沢、橋梁名の呼称など、今も人々の生活の中で生きている。

日高町には昭和21年4月に北海道アイヌ協会門別支部が設立（平成29年12月に同支部を解散し、同日付で日高アイヌ協会を設立）し、アイヌの人々の遺骨を収骨した富川高台納骨堂におけるイチャルパ（先祖供養祭）や富川生活館等を活動の拠点としてアイヌ文様刺しゅうの教室など、伝統的儀礼やアイヌ文化の復興や伝承を図るとともに、アイヌ文化等の発信を行ってきた。また、門別図書館郷土資料館や富川生活館では、アイヌ文化への理解を深めるために、アイヌ民具をはじめとする関連資料の保存や展示を行い、アイヌの歴史や文化に触れる機会の充実を図ってはいるが、十分に浸透しているとは言い難く、活動の拠点となっている生活館については、建物も古く、日常的な利用機能や非常時の利用としても支障をきたし、改修・改善への要望も多い。

日高町においては、伝統や文化を受け継いできた協会の減少や高齢化、アイヌをルーツに持ちながら表明しない人々や自覚をしない人々の増加から、アイヌ文化の伝承・継承活動を行うことが困難になっており、アイヌ文化の担い手の確保と次世代への円滑な継承が喫緊の課題であるとともに、アイヌ文化に関する理解と歴史認識が時代とともに薄らぎがあることから、課題解決に向け、アイヌの人々によるアイヌ文化の保存・継承活動を促進する取り組みや町民がアイヌ民族についての理解を深めるためのアイヌ文化に触れる機会を増加するなど、アイヌか否かを問わず、アイヌ文化に対する愛着や誇

りを持って生きられる社会を築くための独自性のある施策を展開する必要がある。

※アイヌ関連団体

- ①日高アイヌ協会（設立：平成２９年１２月１７日）

※アイヌ文化等関連施設

【文化伝承施設】

- ①門別図書館郷土資料館

〔所在〕：日高町富川東１丁目３番１号

〔現況〕：平成５年開設。アイヌ関連書籍の貸し出しや資料・民具等を展示している。

- ②日高図書館郷土資料館

〔所在〕：日高町本町東１丁目２９７番地の２

〔現況〕：昭和５７年開設。アイヌ関連書籍の貸し出しをしている。

【コミュニティ施設】

- ①幾千世生活館

〔所在〕：日高町字幾千世１６６番地の２

〔現況〕：昭和５４年開設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。

- ②豊美生活館

〔所在〕：日高町字豊田３０番地の３

〔現況〕：昭和４１年開設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。

- ③富浜生活館

〔所在〕：日高町字富浜４２番地の２

〔現況〕：昭和４２年開設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。

- ④豊郷生活館

〔所在〕：日高町字豊郷４４７番地の５

〔現況〕：昭和４３年開設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。

- ⑤清島生活館

〔所在〕：日高町字清島８１２番地の２

〔現況〕：昭和５７年開設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。

- ⑥広富生活館

〔所在〕：日高町字広富９６番地の１

〔現況〕：昭和４４年開設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。

- ⑦賀張生活館

〔所在〕：日高町字賀張２０３番地の４

〔現況〕：昭和４６年開設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。

- ⑧庫富生活館

〔所在〕：日高町字庫富２７８番地の２

〔現況〕：昭和４７年開設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。

- ⑨三和生活館

〔所在〕：日高町字三和８２番地の１７３

〔現況〕：昭和４８年開設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。

⑩慶能舞生活館

[所在]：日高町字清畠 3 6 9 番地の 1 0、3 6 9 番地の 2 0、3 6 9 番地の 2 1

[現況]：昭和 4 9 年開設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。

⑪富川生活館

[所在]：日高町富川西 1 丁目 1 番 1 号

[現況]：平成 1 4 年開設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。

また、相談業務等で利用するなど協会の拠点とし、アイヌ民族の資料を保管するとともに民具等を展示している。

⑫佐留太生活館

[所在]：日高町富川東 4 丁目 4 番 2 4 号

[現況]：昭和 5 3 年開設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。

⑬旭町生活館

[所在]：日高町富川南 6 丁目 1 2 番 4 号

[現況]：昭和 5 5 年開設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。

⑭新光町生活館

[所在]：日高町富川北 2 丁目 1 0 番 2 号

[現況]：昭和 5 6 年開設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。

⑮平賀生活館

[所在]：日高町字平賀 3 1 2 番地の 1

[現況]：昭和 5 7 年開設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。

⑯厚賀生活館

[所在]：日高町字厚賀町 5 6 番地の 4 5

[現況]：昭和 5 9 年開設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。

⑰緑ヶ丘生活館

[所在]：日高町字緑町 1 6 7 番地の 1 8

[現況]：昭和 6 0 年開設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。

⑱美鈴生活館

[所在]：日高町字厚賀町 9 8 番地の 2

[現況]：昭和 6 1 年開設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。

⑲若草生活館

[所在]：日高町字緑町 4 1 番地の 1

[現況]：昭和 6 3 年開設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

地域に存するアイヌ文化を発信し、理解促進、産業振興、交流推進等に関する事業を実施することにより、アイヌ民族の歴史や文化に対する町民の理解を深めるとともに、アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現を目指し、現代社会の多様な文化が共生・共存する魅力ある地域社会の形成を目標とする。

(3) 数値目標

事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の推進に資する事業
K P I	体験学習研修会参加者数	図書館利用者数	アイヌ文様ラッピングバス利用者数	生活館利用者数
令和4年度 (基準年度)	40 人	13,000 人	—	13,000 人
令和5年度	30 人	13,000 人	—	13,000 人
令和6年度 (中間年度)	40 人	13,500 人	10,440 人	16,000 人
令和7年度	30 人	13,500 人	14,880 人	16,000 人
令和8年度 (最終目標)	40 人	14,000 人	14,880 人	16,000 人

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

※該当なし

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

①アイヌ文化体験交流事業

国立アイヌ民族博物館や平取町立二風谷アイヌ文化博物館への体験学習研修会を行うとともに、古式舞踊やアイヌの昔遊びの体験ができる体験交流会を開催し、アイヌ文化や歴史への理解を促進する。

②アイヌ関連図書整備事業

アイヌ文化関連図書等を購入・貸出し、アイヌ文化や歴史への理解を促進する。

③アイヌ文様普及啓発事業

地酒にアイヌ文様ラベルを貼付等し、アイヌ文化や歴史への理解を促進する。

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

①地域循環型バス運行事業

地域住民の交流の場である生活館等を拠点にバス運行事業を実施し、生活交通網基盤の確保と強化を図る。

事業に用いる交通車輛をアイヌ文様のラッピングを施すとともに、車輛内にもアイヌ文化や地域に関する歴史を掲示し、日常的にアイヌ文化の情報に触れることで、アイヌ文化への理解促進、普及振興を図る。

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の推進に資する事業

① 生活館改修・整備事業

日高アイヌ協会の活動拠点となる生活館の改修・整備事業を行い、アイヌの人々のコミュニティ活動の支援や、地域住民との活動環境の改善を図り施設利用の利便性を高める。

5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和9年3月31日

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4-2に同じ

事業期間：令和4年度～令和8年度（事業スケジュール添付）

事業費：3,829千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3に同じ

事業期間：令和4年度～令和8年度（事業スケジュール添付）

事業費：112,556千円

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4-4に同じ

事業期間：令和4年度～令和8年度（事業スケジュール添付）

事業費：201,704千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ政策の意義及び目標」に適合したアイヌ政策の推進を図るために必要な事業の記載

■ 4-1に記載する事業

※該当なし

■ 4-2に記載する事業は、アイヌの文化を学び理解することによって、アイヌの人々が誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-3に記載する事業は、アイヌの人々の交通環境施策を実施することによって、アイヌの人々が誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-4に記載する事業は、アイヌの人々の活動拠点やコミュニティ活動の支援、地域住民との活動環境の改善を図ることによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

4の事業については、日高町の事業として実施するものであり、反社会的勢力等の関

与はない。また、事業の一部は、民間企業への委託を想定しているが、日高町が定める契約に係る規定により、委託先において反社会的勢力等の関与を認めないため、関与の可能性はない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、それぞれ町の事業担当部署において実施若しくは確実にかつ効率的に実施することができる事業者を特定又は想定しており、その妥当性を検証している。

■事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、それぞれ町の事業担当部署において特定若しくは想定している事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■地域住民の意見聴取

計画策定にあたり、アイヌの人々（日高アイヌ協会）をはじめ地域住民から意見を聞いたところ反対意見はなかった。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

3に記載するKPIについて、実績値を公表する。また、目標の達成状況等については、毎年検証を行い、改善点が生じた場合には、それらを踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、日高アイヌ協会等と協議の場を設け効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

目標の達成状況に係る評価結果については、日高町ホームページ内にて公表する。

9 法第10条第4項に規定する事項を記載する場合には、法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

※実施予定なし

10 法第10条第5項に規定する事項を記載する場合には、内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

※実施予定なし